

## 短期入所生活介護事業

## 泉陵虹の苑 運営規程

### 介護予防短期入所生活介護事業

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人虹の会（以下「法人」という。）が経営する特別養護老人ホーム泉陵虹の苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業と指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が居宅要介護者及び居宅要支援者に対し適正な指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 事業所の職員は居宅要介護者及び居宅要支援者の心身の特性を踏まえて、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事のできるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るようサービスの提供を行うものとする。

2. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

3. 指定短期入所生活介護（指定予防短期入所生活介護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### (事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一. 名称 特別養護老人ホーム泉陵虹の苑

二. 所在地 仙台市泉区虹の丘一丁目10-6

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名（兼務）【常勤職員】

管理者は、事業所の職員の管理及び短期入所生活介護事業と介護予防短期入所生活介護事業に係る業務管理を行う。

事務員 1名以上

事務員は事務長を補助し、利用者からの費用徴収及び介護保険請求に関する業務を行う。

計画担当介護支援専門員 3名【常勤3名、生活相談員及び併設指定介護老人福祉施設計画担当介護支援専門員、2名生活相談員と兼務、1名介護職員と兼務】

介護支援専門員は、短期入所生活介護計画および、介護予防短期入所生活介護計画の作成及び実施状況の把握を行う。

生活相談員 2名【常勤職員、指定介護老人福祉施設と兼務】

生活相談員は、利用者や家族の日常生活上の相談及び関係サービス機関との連携によるサービスの提供の援助を行う。

介護職員 24名以上【併設指定介護老人福祉施設と兼務、  
計画担当介護支援専門員兼務1名、  
1名業務員兼務】

介護職員は、利用者の短期入所生活介護計画および、介護予防短期入所生活介護計画に基づく、入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活の援助を行う。

看護職員 4名以上

看護職員は利用者の健康管理や療養上の世話又は診療補助を行う。

機能訓練指導員 1名以上【非常勤2名】

機能訓練指導員は、利用者に対し、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は1年を通じて無休の24時間とする。

2. 入所及び退所する場合の時間帯は、原則として午前8時30分から午後6時までとする。ただし、送迎については、原則として午前9時30分から午後5時までとする。

（利用定員）

第6条 利用者の定員は、指定短期入所生活介護事業と指定介護予防短期入所生活介護事業は、12人とする。

ただし、指定介護老人福祉施設に空床がある場合は利用することができる。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

- 一. 送迎の確保
- 二. 病状、障害の観察
- 三. 一週間に2回の入浴又は清拭による清潔の保持
- 四. 食事等日常生活上の世話
- 五. 排泄等の世話
- 六. 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- 七. 介護方法の指導
- 八. 機能訓練及びレクリエーション
- 九. その他医師の指示による医療処置

(利用料金等)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領である時は、保険者が決定する負担割合による額とする。

2. 次の各号に掲げる費用を徴収する。

- 一. 食費 朝食366円、昼食661円、夕食418円

(1日当たり)

被保険第1段階	被保険第2段階	被保険第3段階	被保険第4段階
300円	390円	650円	1,445円

- 二. 滞在費(1日当たり)

(併設型短期入所:多床室)

被保険第1段階	被保険第2段階	被保険第3段階	被保険第4段階
0円	430円	430円	915円

(併設型短期入所:従来型個室)

被保険第1段階	被保険第2段階	被保険第3段階	被保険第4段階
380円	480円	880円	1,231円

- 三. その他サービスを提供する場合で、日常生活に通常必要となる費用

3. 前項の費用の支払を受ける場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 事業所の通常の送迎実施地域は、仙台市の区域とする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2. 事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業所において感染症が発生しまたはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者が短期入所生活介護および、介護予防短期入所生活介護事業の提供を受ける場合には、次の事項を守らなければならない。

一. 身体及び身の回りの清潔、健康の保持に努める。

二. 事業所備え付けの器具及び物品を大切に使う。

三. 火災予防に努める。

四. 機能訓練、クラブ、サークル、レクリエーション、行事等には、積極的に参加する。

五. 外出等は、管理者の承認を受ける。

（緊急時における対応方法）

第12条 利用者が入所中に身体に急変その他緊急に処すべき事態が発生したときは、速やかに主治医の指示に従い適切な医療処置を行うと共に家族への連絡及び管理者への報告等必要な対応を行う。

2. 送迎中の事故に関しては、自動車保険及び任意保険の適用と共に必要な対応を行う。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備え、防災計画に基づいて定期的に避難誘導その他必要な訓練とすると共に防火管理に努める。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束)

第14条 事業所は、短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業サービスの提供に当たって、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2. 緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び、時間、その際の利用者の心身状況並びに、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等をおこなうことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二. 虐待防止のための指針の整備

三. 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

四. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の質的向上を図るため、必要に応じ研修の機会を設け

るものとし、また、業務体制を整備するものとする。

2. 職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持しなければならない。

3. 事業所は、適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

#### （協 議）

第 17 条 この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行するものとする。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 15 年 5 月 16 日から改定する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、令和元年 6 月 1 日から改定する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から改定する。

この規程は、令和2年9月1日から改定する。

この規程は、令和3年4月1日から改定する。

この規程は、令和3年8月1日から改定する。